

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和3年7月30日

**【発行者名】** UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

**【代表者の役職氏名】** エグゼクティブ・ボード・メンバー ジェフリー・ラヘイ  
（Geoffrey Lahaye, Member of the Executive Board）  
エグゼクティブ・ボード・メンバー オリビエ・ハンバート  
（Olivier Humbert, Member of the Executive Board）

**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A番  
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg）

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三浦 健  
弁護士 大西 信治

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 三浦 健  
弁護士 大西 信治

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03（6212）8316

**【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**  
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル  
（UBS（Lux）Money Market Fund - USD）

**【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**  
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル  
クラスF - a c c 受益証券  
20億米ドル（約2,125億円）を上限とします。  
（注）米ドルの円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対  
顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.25円）によります。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2021年4月30日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、2021年7月30日付で、投資方針、手数料等及び税金および管理及び運営に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新され、また、ファンドの代行協会員および日本における販売会社であるUBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SUMITRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する予定のため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

(注) \_\_\_\_\_ の部分は訂正箇所を表します。

[次へ](#)

## 第一部 証券情報

### (2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前略)

(注) 名称の一部に「F」を含むクラスの受益証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社にのみ提供されます。  
名称に「-acc」を含むクラスの受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行いません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注) 名称の一部に「F」を含むクラスの受益証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社にのみ提供されます。本クラスにかか  
る上限報酬は、販売費用を含みません。  
名称に「-acc」を含むクラスの受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行いません。

(後略)

### (8) 申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
丸の内永楽ビルディング  
電話番号 0120-073-533  
ホームページ・アドレス [www.ubs.com/jp/ja](http://www.ubs.com/jp/ja)

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」ということがあります。)

<訂正後>

UBS証券株式会社( ) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
丸の内永楽ビルディング  
電話番号 0120-073-533  
ホームページ・アドレス [www.ubs.com/jp/ja](http://www.ubs.com/jp/ja)

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」ということがあります。)

( ) UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS S  
uMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する予定です。このため、同日以降、本書にお  
けるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられる  
ものとして扱います。また、申込取扱場所は、以下の通り変更となる予定です。以下同じです。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング  
電話番号 03-5293-3100  
ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

(以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」といいます。)

### (10) 払込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファーストスクエア イーストタワー(注)

(注) 2021年5月2日に、東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi Oneタワーに変更する予定です。

## &lt;訂正後&gt;

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
Otemachi Oneタワー

( ) 2021年8月10日以降、払込取扱場所は、以下の通り変更となる予定です。以下同じです。

UBS SUMI TRUSTウェルス・マネジメント株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号丸の内永楽ビルディング

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## (3) ファンドの仕組み

## 管理会社の概要

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

## ( ) 資本金の額

株式資本の1,300万ユーロ（16億7,895万円）は、1株2,000ユーロ（258,300円）の株式6,500株によって表象されます。2021年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みです。

(注)ユーロの円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 129.15円）によります。以下同じです。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

## ( ) 資本金の額

株式資本の1,300万ユーロ（17億3,862万円）は、1株2,000ユーロ（267,480円）の株式6,500株によって表象されます。2021年5月末日現在、全ての株式は全額払込済みです。

(注)ユーロの円貨換算は、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 133.74円）によります。

(後略)

## 2 投資方針

## (2) 投資対象

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、関連する参照通貨のベンチマークであるJPモルガン・キャッシュ（cust）を使用します。名称に「ヘッジ」を含むクラスに関しては、関連するベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が使用されます。サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがあります。

社内の信用の質に関する評価

(中略)

方法、モデルまたは主たる前提が変更された場合、可能な限り早急に新たな社内の信用の質に関する評価が実行されます。管理会社は、社内の信用の質に関する評価が一貫して適用されていることおよび独立したリスク管理手続きが用意されていることを確保するため、社内の信用の質に関する評価を継続的に監視します。また、管理会社は、毎年、社内の信用の質に関する評価手続きをチェックし、このチェックの結果を管轄政府機関が入手することができるようにします。

## 他のマネー・マーケット・ファンドへの投資

（中略）

## 証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップおよびレポ契約／リバースレポ契約のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りです。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバースレポ契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル	0%	15%	0%	100%	0%	100%

## リスク管理

（後略）

&lt;訂正後&gt;

（前略）

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、以下のベンチマークを使用します。

サブ・ファンド	ベンチマーク
UBS（Lux）Money Market Fund - AUD	FTSE AUD 3M Eurodeposits
UBS（Lux）Money Market Fund - CHF	FTSE CHF 3M Eurodeposits
UBS（Lux）Money Market Fund - EUR	FTSE EUR 3M Eurodeposits
UBS（Lux）Money Market Fund - GBP	FTSE GBP 3M Eurodeposits
UBS（Lux）Money Market Fund - USD	FTSE USD 3M Eurodeposits

名称に「ヘッジ」を含むクラスに関しては、関連するベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が使用されます。サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがあります。

## 社内の信用の質に関する評価

（中略）

方法、モデルまたは主たる前提が変更された場合、可能な限り早急に新たな社内の信用の質に関する評価が実行されます。管理会社は、社内の信用の質に関する評価が一貫して適用されていることおよび独立したリスク管理手続きが用意されていることを確保するため、社内の信用の質に関する評価を継続的に監視します。また、管理会社は、毎年、社内の信用の質に関する評価手続きをチェックし、このチェックの結果を管轄政府機関が入手することができるようにします。

## ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類しています。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指します。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」といいます。）と定義しています。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えています。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側

面が投資プロセスにおけるインプット要因となっています。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに取り込まれています。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説されます。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われます。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用します。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保されます。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができます。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いています。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示します。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができます。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができます。

#### サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものです。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

#### サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段です。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用しています。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類しています。

#### 一般的リスク情報

##### ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいいます。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがあります。

## 他のマネー・マーケット・ファンドへの投資

（中略）

## 証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップおよびレポ契約／リバースレポ契約のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りです。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバースレポ契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル	0%	0%	0 -10%	10%	0 -10%	15%

## リスク管理

（後略）

## （5）投資制限

各サブ・ファンドの投資について、以下の条件が適用されます。

&lt;訂正前&gt;

（前略）

## 5．短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および金融商品

（中略）

（ ）効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではなりません。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとします。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはなりません。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準から大幅に上昇させてはなりません。

（後略）

&lt;訂正後&gt;

（前略）

## 5．短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および金融商品

（中略）

（ ）効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではなりません。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとします。

原則として、トータル・リターン・スワップには以下が適用されます。

- （ ）直接的および間接的な業務コスト／報酬を控除した、トータル・リターン・スワップによって達成されたネット・リターンの100%がサブ・ファンドに送金されます。
- （ ）トータル・リターン・スワップに関連して生じるすべての直接的および間接的な業務コスト／手数料は、ファンドの年次および中間財務書類に記載されている会社に支払われます。
- （ ）トータル・リターン・スワップに関しては、報酬シェア契約は締結されていません。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはなりません。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準から大幅に上昇させてはなりません。

(後略)

### 3 投資リスク

リスクに関する参考情報は以下の内容に更新されます。

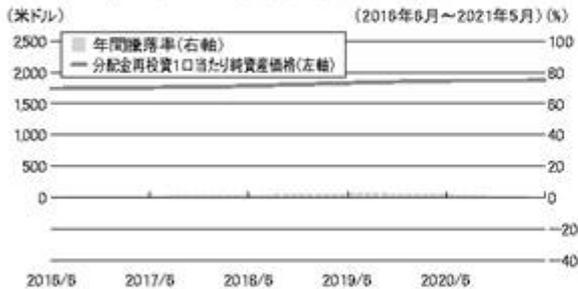
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

#### ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2016年6月～2021年5月の5年間に於けるサブ・ファンドのクラスF-acc受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

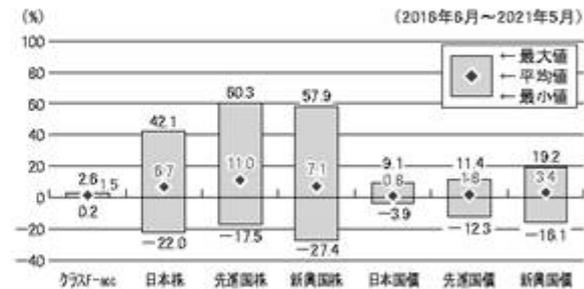
クラスF-accは2013年8月14日に運用を開始しました。

#### UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンドー米ドル



#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2016年6月～2021年5月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、サブ・ファンドの受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森田田松本法律事務所が作成

#### (ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドの受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。なお、クラスF-accでは分配金の支払いが行われていません。
- サブ・ファンドの受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- サブ・ファンドの受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- サブ・ファンドの受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株…TOPIX(配当込み)  
先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株…S&P新興国総合指数  
日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数  
先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注1) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。
- (注2) 2021年8月24日付で、BBGバークレイズE1年超日本国債指数は、ブルームバークレイズE1年超日本国債指数に名称を変更します。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 4 手数料等及び税金

## (5) 課税上の取扱い

&lt;訂正前&gt;

(前略)

F A T C Aにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、( )米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または( )一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関してすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは法人の形態で設立された会社または信託を指します。本項は、米国内国歳入法に従わなければなりません。

D A C 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

F A T C Aにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、( )米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または( )一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関してすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは法人の形態で設立された会社または信託を指します。本項は、米国内国歳入法に従わなければなりません。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

すべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法(InvStG)の意味における「その他のファンド」とみなされるため、ドイツ投資税法の第20条に基づく部分的課税免除はされません。

D A C 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

(後略)

## 5 運用状況

## (1) 投資状況

投資状況については、以下の内容に原届出書が更新されます。

## 資産別および地域別の投資状況

(米ドル)

(2021年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
短期金融商品	イギリス	1,001,703,445.62	27.14
	フランス	624,308,109.74	16.91
	スウェーデン	317,918,168.20	8.61
	ドイツ	316,317,808.17	8.57
	フィンランド	220,340,602.45	5.97
	ルクセンブルグ	191,849,703.64	5.20
	オランダ	154,933,675.70	4.20
	オーストラリア	121,957,030.59	3.30
	デンマーク	106,953,473.84	2.90
	シンガポール	92,990,521.33	2.52
	カナダ	47,991,830.60	1.30
	ノルウェー	35,006,607.99	0.95
	日本	29,498,585.33	0.80
	ベネズエラ	19,996,022.40	0.54
	スペイン	13,997,817.96	0.38
	小計	3,295,763,403.56	89.30
投資信託	アイルランド	141,138,290.00	3.82
	小計	141,138,290.00	3.82
債券	オーストラリア	6,012,432.00	0.16
	フランス	5,000,187.50	0.14
	小計	11,012,619.50	0.30
トータルポートフォリオ		3,447,914,313.06	93.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		242,950,395.31	6.58
合計（純資産総額）		3,690,864,708.37 (約405,109百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.76円）によります。以下「5 運用状況」において同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

純資産の推移については、以下の内容が原届出書に追加・更新されます。

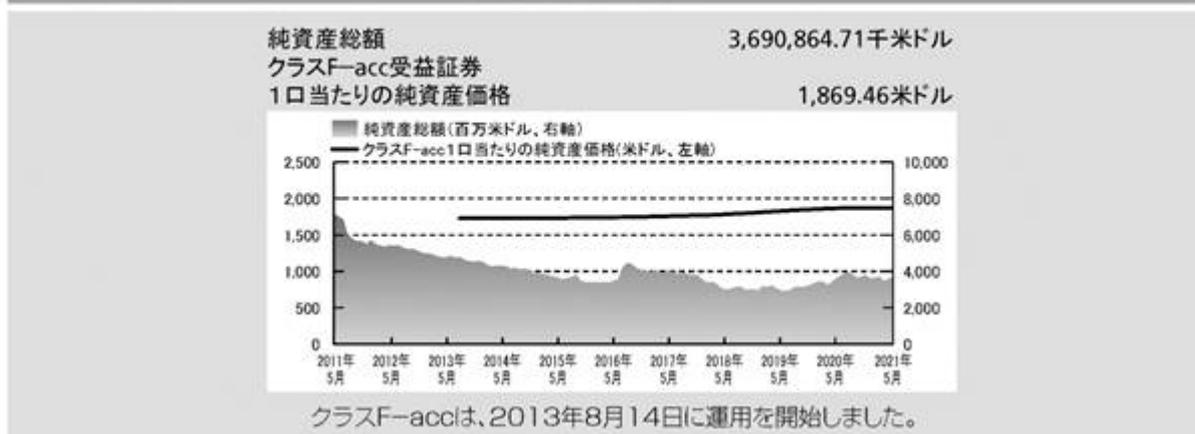
2021年5月末日および同日前1年以内におけるサブ・ファンドの各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

(米ドル)

	純資産総額		クラスF - a c c 受益証券 1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2020年6月末日	3,760,908.22	412,797	1,867.00	204,922
7月末日	3,892,962.66	427,292	1,867.62	204,990
8月末日	3,846,113.03	422,149	1,867.98	205,029
9月末日	3,626,257.25	398,018	1,868.20	205,054
10月末日	3,651,859.56	400,828	1,868.40	205,076
11月末日	3,769,298.17	413,718	1,868.56	205,093
12月末日	3,588,202.36	393,841	1,868.64	205,102
2021年1月末日	3,603,520.64	395,522	1,868.78	205,117
2月末日	3,653,992.66	401,062	1,868.90	205,130
3月末日	3,442,405.87	377,838	1,869.05	205,147
4月末日	3,535,148.84	388,018	1,869.22	205,166
5月末日	3,690,864.71	405,109	1,869.46	205,192

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



(2021年5月末日現在)

## 分配の推移

分配の推移については、以下の内容が原届出書に追加されます。

2021年5月末日前1年間における分配の推移について、該当事項はありません。

## 収益率の推移

収益率の推移については、以下の内容が原届出書に追加されます。

2021年5月末日前1年間における収益率は以下のとおりです。

	クラスF - a c c 受益証券 収益率(注)
米ドル	0.17%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年5月末日の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日(2020年5月末日)の1口当たりの純資産価格(分配額の額)

## (4) 販売及び買戻しの実績

販売及び買戻しの実績については、以下の内容が原届出書に追加されます。

2021年5月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年5月末日現在の発行済口数は以下のとおりです。

(米ドル)(クラスF - a c c 受益証券)

販売口数	本邦内における	買戻し口数	本邦内における	発行済口数	本邦内における
	販売口数		買戻し口数		発行済口数
968,944.204	0.000	743,103.339	0.000	637,690.461	0.000

(注) 販売口数、買戻し口数および発行済口数は、約定日を基準として算出しています。

本邦内における販売口数、本邦内における買戻し口数および本邦内における発行済口数は、受渡日を基準として算出しています。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### （イ）海外における申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では知りえないということを意味します（将来価格）。当該純資産価格は、最新の知れている市場価格（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値）に基づいて計算されます。適用される個々の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載のとおりです。

（マネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止）

（中略）

（海外における申込（販売）手続等）

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の規定にしたがって決定されます。

当初募集後の受益証券の発行価格は、受益証券1口当たりの純資産価格に、販売会社のための純資産価格の最大3%の発行手数料を加算した額に基づきます。販売が行われる国々で発生する税金、手数料およびその他の報酬も請求されます。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家のためにノミニー・ベースで、必要な取引業務を行います。支払事務代行会社の業務にかかる費用は、投資家に請求される場合があります。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行ならびにその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾されます。

（中略）

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物による全部または一部の購入申込みを受諾することができます。かかる場合、現物で購入された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる現物払いは、管理会社により選ばれた監査人により評価されます。発生した費用は、関連する投資者によって支払われます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では知りえないということを意味します（将来価格）。当該純資産価格は、最新の知れている市場価格（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値）に基づいて計算されます。適用される個々の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載のとおりです。

適用法令または規則に別段の定めがある場合を除き、注文を請け負う販売会社は、書面による同意書、注文書または電子的注文を含む同等の方法に基づく投資家からの申し込み、買戻しおよび/または転換の注文を請求ならびに受け付けることができます。書面と同等の手段を使用するには、管理会社および/またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーの裁量により、あらかじめ書面で承認を受けなければなりません。

(マネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止)

(中略)

(海外における申込(販売)手続等)

別途規定されない限り、各販売会社が事前に手法を投資家に示した上で、3%を上限とする購入時手数料が投資者の出資額から控除され(または追加で徴収され)あるいは純資産価格に追加され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがあります。

販売が行われる国々で発生する税金、手数料およびその他の報酬も請求されます。より詳細な情報については、該当する現地の募集書類をご参照ください。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家のためにノミニー・ベースで、必要な取引業務を行います。支払事務代行会社の業務にかかる費用は、投資家に請求される場合があります。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行ならびにその他の販売会社において、受諾されます。

(中略)

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物または投資証券による全部または一部の購入申込みを受諾することができます。かかる場合、現物で購入された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる現物払いは、管理会社により選ばれた監査人により評価されます。発生した費用は、関連する投資者によって支払われます。

(後略)

## 2 買戻し手続等

(イ) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物(全部または一部)による買戻しを提供することができます。その場合、現物で買い戻された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる現物払いは、管理会社により選ばれた監査人により評価されるものとし、各サブ・ファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼしてはなりません。発生した費用は、関連する投資者によって支払われます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物または投資証券による全部または一部の買戻しを投資家に提供することができます。その場合、現物で買い戻された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる現物払いは、管理会社により選ばれた監査人により評価されるものとし、各サブ・ファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼしてはなりません。発生した費用は、関連する投資者によって支払われます。

(後略)

### 3 ファンド証券の乗換え(スイッチング)

#### (イ) 海外における乗換え

<訂正前>

(前略)

該当するサブ・ファンドまたは受益証券クラスの発行手数料の上限に相当する最大乗換手数料が、販売会社により、請求されることがあります。かかる場合、前記「2 買戻し手続等(イ) 海外における買戻し手続等」に記載のとおり、買戻し手数料は課されません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

各販売会社が事前に手法を投資家に示した上で、最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が投資者の出資額から控除され(または追加で徴収され)あるいは純資産価格に追加され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがあります。かかる場合、前記「2 買戻し手続等(イ) 海外における買戻し手続等」に記載のとおり、買戻し手数料は課されません。

(後略)

### 4 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### ( ) 純資産価格の計算

<訂正前>

(前略)

(d) その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります。(評価額の見積もり)。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(d) その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります。(評価額の見積もり)。

(後略)

## (5) その他

## (イ) ファンドおよびサブ・ファンドの清算および合併

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

ファンドまたはサブ・ファンドと他の投資信託(以下「UCI」といいます。) またはそのサブ・  
ファンドとの合併、サブ・ファンド間の合併

「合併」とは、以下の取引です。

- (a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド(「吸収対象UCITS」)が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド(「吸収UCITS」)に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払を受領する取引。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

ファンドとの合併、サブ・ファンド間の合併

「合併」とは、以下の取引です。

- (a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド(「吸収対象UCITS」)が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド(「吸収UCITS」)に移転し、かつ、引き換えに吸収対象UCITSの受益者が吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払を受領する取引。

(後略)

## (ヘ) 指数提供者

&lt; 訂正前 &gt;

**J.P.モルガン**

この情報は、信頼性があると確信する情報源から入手したものです。J.P.モルガンは、その完全性または正確性を保証しません。指数は、許可を得て使用されます。指数をJ.P.モルガンの事前の書面による同意なしに複製、配布または何らかの形で使用することはできません。(2016年著作権所有。J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。無断複製禁止。)

**ベンチマーク規則**

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供されます。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能です。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合取るべき措置を含む書面による危機管

理計画を有しています。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができます。

<訂正後>

### FTSE

出典：London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業（以下、総称して「LSE Group」といいます。）。LSE Group 2020の知的財産です。FTSE Russellは、LSEグループ企業の一つの商号です。「FTSE®」は、関連するLSEグループ企業の商標であり、LSEグループの他のすべての会社がライセンスに基づき使用しています。FTSEラッセル指数またはデータに関するすべての権利は、指数またはデータを所有するそれぞれのLSEグループ企業に帰属します。LSEグループおよび権利者のいずれにおいても、指数またはデータの誤謬または欠落から生じるいかなる損害についても、責任を負いません。また、いかなる者も本記載の指数またはデータに依拠することはできません。LSEグループからのデータは、関連するLSEグループ企業の事前の同意なしに渡されてはなりません。LSEグループは、本記載の内容を奨励、保証または裏付けるものではありません。

### **ベンチマーク規則**

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016 / 1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下の者により提供されます。

（ ）ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/>で入手可能です。

（ ）ベンチマーク（経過規定）の条項（EU離脱規定）に基づき承認されたベンチマーク管理者（英国ベンチマーク規則）2019（以下「英国ベンチマーク規則」といいます。）の条項に基づき第三国のベンチマーク管理者のステータスを有し、FCAが保管するベンチマーク管理者登録簿（<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>にて参照可能。）に記載されるベンチマーク管理者。および/または、

（ ）ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されておらず、ベンチマーク規則に含まれる経過規定に該当するベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則の条項に基づきベンチマーク管理者が管理者として承認または登録を受けなければならない期限は、ベンチマーク管理者の登記上の所在地ならびに関連するベンチマークの分類に拠ります。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（2）で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有しています。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができます。

[次へ](#)

### 第3 ファンドの経理状況

以下の中間財務書類が追加されます。

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されています。日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳しています。
- c . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- d . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.76円）を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1) 資産及び負債の状況

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - ミドル

2021年4月30日現在の中間報告書

## 純資産計算書

	米ドル	千円
	2021年4月30日	
資産		
投資有価証券、取得原価	3,208,565,222.69	352,172,119
投資有価証券、未実現評価損益	2,108,349.78	231,412
投資有価証券合計(注1)	3,210,673,572.47	352,403,531
現金預金、要求払預金および預託金勘定(注1)	71,531,545.81	7,851,302
定期預金および信託預金(注1)	300,000,000.00	32,928,000
受益証券発行未収金	81,411,612.98	8,935,739
有価証券にかかる未収利息	41,363.57	4,540
流動資産にかかる未収利息	2,250.00	247
先渡為替契約にかかる未実現利益(注1)	277,290.27	30,435
資産合計	3,663,937,635.10	402,153,795
負債		
有価証券購入未払金(注1)	(119,933,318.64)	(13,163,881)
受益証券買戻未払金	(8,385,184.31)	(920,358)
報酬引当金(注2)	(314,130.76)	(34,479)
年次税引当金(注3)	(33,991.84)	(3,731)
その他の手数料および報酬にかかる引当金(注2)	(122,168.40)	(13,409)
引当金合計	(470,291.00)	(51,619)
負債合計	(128,788,793.95)	(14,135,858)
期末現在純資産	3,535,148,841.15	388,017,937

注記は、財務書類と不可分なものです。

## U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

2021年4月30日現在の中間報告書

## 運用計算書

	米ドル		千円
	自2020年11月1日		至2021年4月30日
収益			
流動資産にかかる受取利息	176,309.23		19,352
有価証券にかかる受取利息	328,239.15		36,028
分配金	53,613.45		5,885
収益合計	558,161.83		61,264
費用			
報酬（注2）	(2,443,612.13)		(268,211)
年次税（注3）	(176,323.54)		(19,353)
その他の手数料および報酬（注2）	(95,992.25)		(10,536)
費用合計	(2,715,927.92)		(298,100)
投資純損益	(2,157,766.09)		(236,836)
実現損益（注1）			
無オプション市場価格証券にかかる実現損益	(130,386.33)		(14,311)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益	7,119,845.95		781,474
先渡為替契約にかかる実現損益	4,184,512.47		459,292
外国為替にかかる実現損益	(690,308.86)		(75,768)
実現損益合計	10,483,663.23		1,150,687
当期実現純損益	8,325,897.14		913,850
未実現評価損益の変動（注1）			
無オプション市場価格証券にかかる未実現評価損益	11,298.59		1,240
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益	(3,926,948.42)		(431,022)
先渡為替契約にかかる未実現評価損益	324,165.74		35,580
未実現評価損益の変動合計	(3,591,484.09)		(394,201)
運用の結果生じた純資産の純増減	4,734,413.05		519,649

注記は、財務書類と不可分なものです。

## UBS(Lux) マネー・マーケット・ファンド - ミドル

2021年4月30日現在の中間報告書

## 純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2020年11月1日	至2021年4月30日
期首現在純資産	3,651,859,559.83	400,828,105
受益証券発行	1,714,600,549.79	188,194,556
受益証券買戻し	(1,836,045,681.52)	(201,524,374)
純発行(買戻し)合計	(121,445,131.73)	(13,329,818)
投資純損益	(2,157,766.09)	(236,836)
実現損益合計	10,483,663.23	1,150,687
未実現評価損益の変動合計	(3,591,484.09)	(394,201)
運用の結果生じた純資産の純増減	4,734,413.05	519,649
期末現在純資産	3,535,148,841.15	388,017,937

## 発行済受益証券口数の変動

	自2020年11月1日	至2021年4月30日
クラス		F - a c c
期首現在発行済受益証券口数		365,285.2220
発行受益証券口数		541,381.1600
買戻受益証券口数		(358,151.2250)
期末現在発行済受益証券口数		548,515.1570
クラス		I - B - a c c
期首現在発行済受益証券口数		7,549.0780
発行受益証券口数		6,750.3540
買戻受益証券口数		(1,112.0000)
期末現在発行済受益証券口数		13,187.4320
クラス		I N S T I T U T I O N A L - a c c
期首現在発行済受益証券口数		59,050.6260
発行受益証券口数		22,199.7410
買戻受益証券口数		(30,517.6110)
期末現在発行済受益証券口数		50,732.7560
クラス		I - X - a c c
期首現在発行済受益証券口数		27,219.2160
発行受益証券口数		101.8440
買戻受益証券口数		(1,784.9730)
期末現在発行済受益証券口数		25,536.0870
クラス		K - 1 - a c c
期首現在発行済受益証券口数		55.1000
発行受益証券口数		9.0000
買戻受益証券口数		(29.6000)
期末現在発行済受益証券口数		34.5000
クラス		P - a c c
期首現在発行済受益証券口数		1,243,716.8000
発行受益証券口数		272,811.0680
買戻受益証券口数		(436,850.3540)
期末現在発行済受益証券口数		1,079,677.5140
クラス		(カナダ・ドル・ヘッジ) P - a c c
期首現在発行済受益証券口数		59,245.2960
発行受益証券口数		7,833.0320
買戻受益証券口数		(9,034.6180)
期末現在発行済受益証券口数		58,043.7100
クラス		Q - a c c
期首現在発行済受益証券口数		2,071,778.1310
発行受益証券口数		680,881.3340
買戻受益証券口数		(1,138,330.3730)
期末現在発行済受益証券口数		1,614,329.0920
クラス		(カナダ・ドル・ヘッジ) Q - a c c
期首現在発行済受益証券口数		8,483.5960
発行受益証券口数		1,918.0000
買戻受益証券口数		(3,073.8110)
期末現在発行済受益証券口数		7,327.7850
クラス		U - X - a c c
期首現在発行済受益証券口数		2,736.0800
発行受益証券口数		4,088.0000
買戻受益証券口数		(3,766.0000)
期末現在発行済受益証券口数		3,058.0800

注記は、財務書類と不可分なものです。

## U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

2021年4月30日現在の中間報告書

## 2021年4月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドルでの評価額 先物 / 先渡し契約 / スワップにかかる 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
<b>固定利付債</b>			
米ドル			
米ドル WESTPAC BANKING CORP 2.00000% 16-19.08.21	2 000 000.00	2 010 937.20	0.06
米ドル合計		2 010 937.20	0.06
<b>固定利付債合計</b>		2 010 937.20	0.06
<b>変動利付債</b>			
米ドル			
米ドル NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S 3M LIBOR+100BP 16-12.07.21	4 000 000.00	4 007 456.40	0.11
米ドル合計		4 007 456.40	0.11
<b>変動利付債合計</b>		4 007 456.40	0.11
<b>変動利付ミディアム・ターム・ノート</b>			
米ドル			
米ドル AGENCE FRANCAISE DE DEVT-REG-S 3M LIBOR+12BP 19-07.06.21	5 000 000.00	5 000 813.00	0.14
米ドル合計		5 000 813.00	0.14
<b>変動利付ミディアム・ターム・ノート合計</b>		5 000 813.00	0.14
<b>公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計</b>		11 019 206.60	0.31
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
<b>ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン</b>			
米ドル			
米ドル NATIONAL AUSTRALIA BK LONDON ECD 0.00000% 19.04.21-19.11.21	20 000 000.00	19 979 833.20	0.57
米ドル合計		19 979 833.20	0.57
<b>ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計</b>		19 979 833.20	0.57
<b>ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン</b>			
米ドル			
米ドル DZ BANK INTER SA-REG-S ECP 0.00000% 25.03.21-24.03.22	49 000 000.00	48 882 421.56	1.38
米ドル合計		48 882 421.56	1.38
<b>ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計</b>		48 882 421.56	1.38
<b>公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計</b>		68 862 254.76	1.95

注記は、財務書類と不可分なものです。

## U B S (Lux) マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

2021年4月30日現在の中間報告書

銘柄	数量 / 額面	米ドルでの評価額 先物 / 先渡し契約 / スワップにかかる 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
ルクセンブルグ2010年12月17日法 (改訂済) の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品			
<b>固定利付ユーロ譲渡性預金証書</b>			
米ドル			
米ドル GOLDMAN SACHS INTL BANK ECD 0.23000% 01.03.21-01.06.21	30 000 000.00	30 002 823.00	0.85
米ドル合計		30 002 823.00	0.85
<b>固定利付ユーロ譲渡性預金証書合計</b>		<b>30 002 823.00</b>	<b>0.85</b>
<b>ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン</b>			
米ドル			
米ドル CANADIAN IMPERIAL BANK OF COM ECD 0.00000% 10.02.21-10.08.21	38 000 000.00	37 983 641.76	1.08
米ドル COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECD 0.00000% 09.11.20-10.05.21	37 000 000.00	36 998 458.58	1.05
米ドル CREDIT SUISSE/LONDON ECD 0.00000% 07.10.20-06.10.21	50 000 000.00	49 954 109.00	1.41
米ドル GOLDMAN SACHS INTL BANK ECD 0.00000% 16.03.21-16.09.21	30 000 000.00	29 965 983.60	0.85
米ドル HSBC UK BANK PLC ECD 0.00000% 19.02.21-19.05.21	20 000 000.00	19 999 092.20	0.57
米ドル MIZUHO BANK LTD ECD 0.00000% 07.04.21-07.07.21	40 000 000.00	39 984 215.20	1.13
米ドル MIZUHO BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 16.02.21-17.05.21	30 000 000.00	29 997 308.70	0.85
米ドル MIZUHO CORPORATE BANK SYDNEY ECD 0.00000% 01.04.21-06.07.21	35 000 000.00	34 986 391.30	0.99
米ドル MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 27.11.20-27.05.21	50 000 000.00	49 995 950.50	1.41
米ドル MUFG BANK LTD/LONDON ECD 0.00000% 07.01.21-07.07.21	70 000 000.00	69 979 644.00	1.98
米ドル NATIONAL AUSTRALIA BANK ECD 0.00000% 08.04.21-08.10.21	75 000 000.00	74 943 692.25	2.12
米ドル NORDEA BANK ABP LDN ECD 0.00000% 22.02.21-23.08.21	40 000 000.00	39 981 225.60	1.13
米ドル NORINCHUKIN BANK/LONDON ECD 0.00000% 19.04.21-19.07.21	30 000 000.00	29 990 869.50	0.85
米ドル NORINCHUKIN BANK/LONDON ECD 0.00000% 28.04.21-28.07.21	15 000 000.00	14 994 550.80	0.42
米ドル NORINCHUKIN BK NY BR ECD 0.00000% 19.02.21-20.05.21	50 000 000.00	49 997 722.50	1.41
米ドル SOCIETE GENERALE SA ECD 0.00000% 21.01.21-21.07.21	25 000 000.00	24 992 087.25	0.71
米ドル SOCIETE GENERALE SA ECD 0.00000% 02.02.21-02.08.21	48 000 000.00	47 981 332.80	1.36
米ドル SOCIETE GENERALE SA ECD 0.00000% 11.02.21-12.08.21	30 000 000.00	29 986 832.40	0.85
米ドル SUMITOMO MITSUI BANKING AUST ECD 0.00000% 23.02.21-25.05.21	50 000 000.00	49 995 486.50	1.41
米ドル SUMITOMO MITSUI TRUST BK/UK ECD 0.00000% 16.02.21-16.06.21	24 500 000.00	24 495 906.54	0.69
米ドル SUMITOMO MITSUI TRUST LONDON ECD 0.00000% 14.04.21-14.10.21	70 000 000.00	69 931 550.50	1.98
米ドル TORONTO-DOMINION BK/LONDON ECD 0.00000% 22.02.21-23.08.21	50 000 000.00	49 975 255.50	1.41
米ドル合計		907 111 306.98	25.66
<b>ユーロ譲渡性預金証書、ゼロ・クーポン合計</b>		<b>907 111 306.98</b>	<b>25.66</b>
<b>変動利付ユーロ譲渡性預金証書</b>			
米ドル			
米ドル BANK OF MONTREAL ECD FLR 21.09.20-21.09.21	38 000 000.00	38 008 926.20	1.07
米ドル DNB BANK ASA ECD 1M LIBOR+11BP 20.11.20-19.11.21	35 000 000.00	35 011 602.50	0.99
米ドル TORONTO DOMINION BANK/LON ECD VAR 08.07.20-08.07.21	25 000 000.00	25 006 225.00	0.71
米ドル合計		98 026 753.70	2.77
<b>変動利付ユーロ譲渡性預金証書合計</b>		<b>98 026 753.70</b>	<b>2.77</b>

注記は、財務書類と不可分なものです。

## UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド-米ドル

2021年4月30日現在の中間報告書

銘柄	数量/ 額面	米ドルでの評価額 先物/先渡し契約/ スワップにかかる 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン			
米ドル			
米ドル ABN AMRO BANK NV ECD 0.00000% 11.01.21-11.05.21	20 000 000.00	19 999 260.60	0.57
米ドル ABN AMRO BANK NV ECP 0.00000% 07.04.21-07.10.21	90 000 000.00	89 925 661.80	2.54
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 05.06.20-04.06.21	40 000 000.00	39 995 878.40	1.13
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 01.10.20-30.09.21	40 000 000.00	39 967 726.00	1.13
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 17.12.20-15.07.21	50 000 000.00	49 982 167.50	1.41
米ドル AGENCE CENTRALE ORG SS-REG-S ECP 0.00000% 29.01.21-30.07.21	10 000 000.00	9 995 199.50	0.28
米ドル ALLIANZ SE ECP 0.00000% 17.02.21-17.05.21	32 500 000.00	32 497 698.03	0.92
米ドル ALLIANZ SE-REG-S ECP 0.00000% 23.11.20-25.05.21	28 000 000.00	27 997 083.52	0.79
米ドル BANQUE ET CAISSE D'EPARGNE ECP 0.00000% 04.03.21-06.07.21	15 000 000.00	14 995 534.65	0.42
米ドル BANQUE FED CRED MUTUEL-REG-S ECP 0.00000% 27.01.21-26.01.22	40 000 000.00	39 926 363.60	1.13
米ドル BANQUE FED CRED MUTUEL-REG-S ECP 0.00000% 19.02.21-18.02.22	20 000 000.00	19 958 924.60	0.56
米ドル BERLIN HYP AG ECP 0.00000% 15.03.21-15.07.21	20 000 000.00	19 993 078.00	0.56
米ドル BERLIN HYP AG ECP 0.00000% 25.03.21-24.03.22	29 000 000.00	28 923 051.69	0.82
米ドル BERLIN HYP AG ECP 0.00000% 23.03.21-24.01.22	30 000 000.00	29 946 000.00	0.85
米ドル BGL BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 06.04.21-07.09.21	50 000 000.00	49 964 456.00	1.41
米ドル BNP PARIBAS SA ECP 0.00000% 23.02.21-23.08.21	40 000 000.00	39 980 204.40	1.13
米ドル BP CAPITAL MARKETS PLC ECP 0.00000% 11.02.21-11.08.21	14 000 000.00	13 992 833.68	0.40
米ドル CAISSE D'AMORTISSEMENT DETTE ECP 0.00000% 15.06.20-14.06.21	37 500 000.00	37 495 406.63	1.06
米ドル CLEARSTREAM BANKING SA ECP 0.00000% 27.11.20-27.05.21	30 000 000.00	29 998 155.00	0.85
米ドル CLEARSTREAM BANKING ECP 0.00000% 30.11.20-28.05.21	20 000 000.00	19 998 724.60	0.56
米ドル COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 26.10.20-26.07.21	30 000 000.00	29 988 114.60	0.85
米ドル COOPERATIEVE RABOBANK-REG-S ECP 0.00000% 02.11.20-03.05.21	6 000 000.00	5 999 899.98	0.17
米ドル CORPORACION ANDINA DE FOMENTO ECP 0.00000% 16.02.21-17.05.21	20 000 000.00	19 999 225.60	0.57
米ドル COUNCIL OF EUROPE DEV BANK ECP 0.00000% 08.04.21-08.07.21	4 000 000.00	3 999 348.44	0.11
米ドル DEKABANK DEUTSCHE GIROZENTRAL ECP 0.00000% 15.04.21-17.05.21	20 000 000.00	19 998 400.00	0.56
米ドル DEXIA CREDIT LOCAL DE FRANCE ECP 0.00000% 19.11.20-19.05.21	30 000 000.00	29 998 084.20	0.85
米ドル DEXIA CREDIT LOCAL DE FRANCE ECP 0.00000% 02.12.20-02.06.21	40 000 000.00	39 995 454.00	1.13
米ドル ERSTE ABWICKLUNGSAN-REG-S ECP 0.00000% 09.02.21-09.06.21	40 000 000.00	39 995 644.80	1.13
米ドル FMS WERTMANAGEMENT-REG-S ECP 0.00000% 08.02.21-09.08.21	60 000 000.00	59 976 274.20	1.70
米ドル ING BANK NV-REG-S ECP 0.00000% 12.01.21-12.05.21	40 000 000.00	39 998 853.20	1.13
米ドル INST DE CREDITO OFICIAL-REG-S ECP 0.00000% 03.02.21-03.05.21	30 000 000.00	29 999 533.20	0.85
米ドル INSTITUTO DE CRE OFICL-REG-S ECP 0.00000% 16.02.21-16.07.21	14 000 000.00	13 994 163.26	0.40
米ドル JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 13.04.21-13.10.21	27 000 000.00	26 973 880.20	0.76
米ドル JYSKE BANK A/S ECP 0.00000% 26.04.21-26.05.21	25 000 000.00	24 997 797.50	0.71
米ドル KOMMUNINVEST I SVERIGE AB ECP 0.00000% 04.02.21-22.06.21	58 000 000.00	57 991 206.04	1.64
米ドル KOREA DEVELOPMENT BANK ECP 0.00000% 04.05.21-04.11.21	60 000 000.00	59 946 360.00	1.70
米ドル LA BANQUE POSTALE SA ECP 0.00000% 25.02.21-02.08.21	30 000 000.00	29 989 506.90	0.85
米ドル LA BANQUE POSTALE-REG-S ECP 0.00000% 26.04.21-26.07.21	25 000 000.00	24 992 088.00	0.71
米ドル LANDESKREDITBK B-WUERT-REG-S ECP 0.00000% 16.04.21-16.09.21	20 000 000.00	19 984 400.00	0.56
米ドル LANSFORSKRINGAR BANK AB ECP 0.00000% 09.04.21-12.10.21	30 000 000.00	29 967 000.00	0.85
米ドル MUNICIPALITY FINANCE PLC ECP 0.00000% 04.03.21-10.05.21	18 000 000.00	17 999 715.06	0.51
米ドル OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 05.11.20-04.11.21	29 000 000.00	28 971 254.04	0.82
米ドル OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 10.11.20-09.11.21	19 000 000.00	18 980 666.17	0.54
米ドル OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 11.02.21-15.02.22	30 000 000.00	29 950 369.80	0.85

## U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ(E14900)

訂正有価証券届出書（外国投資信託受益証券）

米ドル	OP CORPORATE BANK PLC ECP 0.00000% 25.02.21-28.02.22	15 500 000.00	15 472 170.68	0.44
米ドル	REGIE AUTONOME DES TRANSPORTS ECP 0.00000% 05.06.20-04.06.21	35 000 000.00	34 993 773.85	0.99
米ドル	REGIE AUTONOME DES TRANSPORTS ECP 0.00000% 04.02.21-09.08.21	8 000 000.00	7 995 087.68	0.23
米ドル	SANTANDER UK PLC-REG-S ECP 0.00000% 19.01.21-01.06.21	60 000 000.00	59 994 933.60	1.70
米ドル	SBAB BANK AB ECP 0.00000% 02.02.21-07.05.21	10 000 000.00	9 999 840.60	0.28
米ドル	SBAB BANK AB ECP 0.00000% 05.02.21-09.08.21	30 000 000.00	29 987 296.20	0.85
米ドル	SBAB BANK AB ECP 0.00000% 31.03.21-30.06.21	30 000 000.00	29 994 104.40	0.85
米ドル	SBAB BANK AB ECP 0.00000% 14.04.21-04.08.21	8 000 000.00	7 996 801.28	0.23

注記は、財務書類と不可分なものです。

## UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

2021年4月30日現在の中間報告書

銘柄	数量/ 額面	米ドルでの評価額 先物/先渡し契約/ スワップにかかる 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
米ドル SBAB BANK AB ECP 0.00000% 30.04.21-29.10.21	13 000 000.00	12 988 574.43	0.37
米ドル SKANDINAVISKA ENSKILDA-REG-S ECP 0.00000% 09.04.21- 12.10.21	35 000 000.00	34 970 668.25	0.99
米ドル SKANDINAVISKA ENSKILDA ECP 0.00000% 30.04.21-07.05.21	27 000 000.00	26 999 538.03	0.76
米ドル SNCF MOBILITES EPIC-REG-S ECP 0.00000% 22.04.21-22.07.21	10 000 000.00	9 996 773.30	0.28
米ドル SNCF MOBILITES EPIC-REG-S ECP 0.00000% 26.01.21-26.05.21	20 000 000.00	19 998 815.60	0.56
米ドル STANDARD CHARTERED BANK ECP 0.00000% 01.04.21-01.10.21	28 000 000.00	27 974 869.16	0.79
米ドル TEMASEK FINANCIAL II PT ECP 0.00000% 28.01.21-28.06.21	58 000 000.00	57 989 165.60	1.64
米ドル TEMASEK FINANCIAL II PT ECP 0.00000% 04.02.21-04.08.21	10 000 000.00	9 996 001.60	0.28
米ドル TEMASEK FINANCIAL II PT ECP 0.00000% 18.02.21-18.08.21	25 000 000.00	24 988 241.75	0.71
米ドル TORONTO DOMINION BANK ECP 0.00000% 26.02.21-31.08.21	28 000 000.00	27 984 892.88	0.79
米ドル TOYOTA FINANCE AUSTRALIA LTD ECP 0.00000% 20.11.20- 20.05.21	20 000 000.00	19 999 044.40	0.57
米ドル TOYOTA MOTOR FINANCE BV ECP 0.00000% 09.11.20-10.05.21	21 000 000.00	20 999 498.31	0.59
米ドル TOYOTA MOTOR FINANCE BV ECP 0.00000% 13.11.20-12.05.21	20 000 000.00	19 999 426.60	0.57
米ドル TOYOTA MOTOR FINANCE BV ECP 0.00000% 16.11.20-14.05.21	54 000 000.00	53 998 194.24	1.53
米ドル TOYOTA MOTOR FINANCE BV ECP 0.00000% 13.01.21-15.07.21	5 000 000.00	4 998 491.00	0.14
米ドル合計		1 930 536 850.83	54.61
ユーロ・コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計		1 930 536 850.83	54.61
国内コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン			
米ドル			
米ドル BANQUE FEDERAT DU CRED MUT CP 0.00000% 01.04.21-04.10.21	28 000 000.00	27 976 086.60	0.79
米ドル合計		27 976 086.60	0.79
国内コマーシャル・ペーパー、ゼロ・クーポン合計		27 976 086.60	0.79
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)h)に規定された その他の短期金融商品合計		2 993 653 821.11	84.68

注記は、財務書類と不可分なものです。

## UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

2021年4月30日現在の中間報告書

銘柄	数量/ 額面	米ドルでの評価額 先物/先渡し契約/ スワップにかかる 未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIS			
<b>投資信託、オープン・エンド型</b>			
アイルランド 米ドル UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	13 713.83	137 138 290.00	3.88
アイルランド合計		137 138 290.00	3.88
<b>投資信託、オープン・エンド型合計</b>		137 138 290.00	3.88
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIS合計			
		137 138 290.00	3.88
<b>投資有価証券合計</b>		3 210 673 572.47	90.82
<b>先渡為替契約</b>			
<b>購入通貨/購入額/売却通貨/売却額/満期日</b>			
カナダ・ドル 59 890 000.00	米ドル 48 407 812.18	28.5.2021	277 290.27
先渡為替契約合計			277 290.27
現金預金、要求払預金および預託金勘定ならびにその他の流動資産		71 531 545.81	2.02
定期預金および信託預金		300 000 000.00	8.49
その他の資産および負債		-47 333 567.40	-1.34
<b>純資産総額</b>		3 535 148 841.15	100.00

注記は、財務書類と不可分なものです。

## 財務書類に対する注記

2021年4月30日現在

## 注1 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されています。重要な会計方針は、以下のとおり要約されます。

## a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たり純資産価格、発行価格および買戻価格は、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、毎営業日に各クラス受益証券に帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を各サブ・ファンドの各クラス受益証券の流通している受益証券の口数で除することにより計算されます。純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて、各営業日に公表されます。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいいます。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日ならびに/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日です。

ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがあります。受益証券が発行されなかった日に計算された純資産価格は、各サブ・ファンドのウェブサイトのパブリック・セクションにおいて公表されることがありますが、運用実績、統計数値または報酬を算出する目的のためだけに利用することができます。いかなる状況においても購入申込みまたは買戻請求のための根拠として利用されることはありません。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、受益証券が発行または買い戻されるたびに変動します。この割合は、各クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、サブ・ファンドの流通している受益証券の総口数に対する各クラス受益証券の流通している受益証券口数の比率により決定されます。

## b) 評価原則

- 証券取引所に上場されているデリバティブおよびその他の投資対象証券は、市場価格の終値で評価されます。これらのデリバティブまたはその他の投資対象証券が複数の証券取引所に上場されている場合には、同証券の主たる市場である証券取引所の直近の入手可能な価格が適用されます。

証券取引所における取引が頻繁には行われず、また、流通市場が存在し、市場と同水準のプライシングがなされている場合、管理会社は、かかるデリバティブおよびその他の投資対象証券をかかる価格で評価することができるものとします。証券取引所には上場されていないが公認かつ公開で定期的に運営されているその他の規制ある市場において取引されているデリバティブおよびその他の投資対象証券は、同市場における最終の入手可能な価格で評価されます。

- 証券取引所には上場されておらず、その他の規制ある市場においても取引されておらず、また、その適正価格を取得することができない投資対象証券は、管理会社により、類似の販売価格を基準とし誠実に選定されるその他の原則に従い評価されます。この基準は、常にMMF規則に一致するものとします。

- 証券取引所に上場されていないデリバティブ（店頭デリバティブ）は、独立した価格情報源に基づき評価されます。デリバティブに関して一つの価格情報源しか存在しない場合、取得した評価の信頼性は、デリバティブの由来する裏付商品の市場価値に基づき、管理会社およびファンドの監査人が認め

る計算方法を用いて検証されます。

この評価は、UBSグローバル評価委員会の専門家のサポートを受けた管理会社の評価専門家による評価に基づいて、管理会社の決定により確定されます。このプロセスで用いられる基準は、常にMMF規則に一致するものとします。

- その他のマネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最新の純資産価格で評価されます。他のマネー・マーケット・ファンドの特定の受益証券または投資証券は、対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できる業務提供者によって提供された評価額の見積もりに基づいて評価される可能性があります(評価額の見積もり)。
- 証券取引所または公開されているその他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連する利回り曲線に基づき評価されます。利回り曲線に基づく評価は、金利および信用スプレッドの構成要素を基準とします。このプロセスには以下の原則が適用されます。各短期商品について、満期までの残余期間に最も近い金利が補完されます。このように計算された金利は、対象となる借手を反映する信用スプレッドを加算することによって市場価格に換算されます。この信用スプレッドは、借主の信用格付に重大な変更があった場合に調整されます。

注文日から決済日までの間のサブ・ファンドの受取利息は、関連するサブ・ファンドの資産評価に含まれます。従って、当該評価日における受益証券1口当たりの資産価格は、見積り利子所得を含むものとします。

- 該当する各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建てで、かつ為替取引によりヘッジされていない短期金融商品、デリバティブおよびその他の投資対象証券は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値(売買相場の仲値)または入手できない場合には、当該通貨の代表市場における仲値で評価されます。
- 定期預金および投資信託は、額面価格に経過累積利息を加算した額で評価されます。
- スワップの評価額は、外部のサービス・プロバイダーによって計算され、さらに二つめの第三者による評価額は、その他の外部サービス・プロバイダーから提供されます。当該計算は、イン・フローおよびアウト・フローを含むすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいて行われます。ある特定の場合に限り、(ブルームバーグから入手されたモデルおよび市場データに基づく)内部計算および/またはブローカーによって提示された評価額が使用されることがあります。評価手法は、それぞれの投資対象証券に応じて決定され、また適用されるUBSの評価方針に従って決定されます。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められかつ監査可能な評価基準を適用する権限を付与されます。

異常事態においては、当該日に追加の評価ができます。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて公式なものです。

報酬および手数料ならびに投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買にかかる実際の費用は、直近で取得可能な価格または該当する場合には受益証券1口当たり純資産価格の計算に使用される純資産価額と異なる場合があります。これらの費用は、サブ・ファンドの価額にマイナスの影響を与え、「希薄化」と呼ばれます。取締役会は、希薄化の影響を軽減するため、自らの裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化の調整を行うことができます(スイング・プライシング)。

受益証券は、単一価格すなわち受益証券1口当たり純資産価格に基づき発行され、買い戻されます。それにもかかわらず、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に述べる通り、評価日に調整されます。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味発行または正味買戻ポジションにあるかどうかにかかわらず行われます。特定の評価日にサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスで取引が行われていない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用されます。取締役会は、そのような状況で希薄化の調整を行うべきかどうかを決定する裁量権を有してい

ます。希薄化の調整を行うための要件は、一般的に、関連するサブ・ファンドの受益証券の発行または買戻しの規模に依拠します。取締役会は、その見解において、既存の受益者(発行の場合)または残りの受益者(買戻しの場合)が、希薄化の調整をしなければ不利になる可能性がある場合、希薄化の調整を適用する可能性があります。希薄化の調整は、以下の場合に行われる可能性があります。

- (a) サブ・ファンドが、一定して下落(すなわち、買戻しによる純流出)を記録する場合
- (b) サブ・ファンドが、その規模に比して相当量の正味発行を記録する場合
- (c) サブ・ファンドが、特定の評価日における正味発行ポジションまたは正味買戻ポジションを示す場合
- (d) 取締役会が受益者の利益のために希薄化の調整が必要であると考え他のすべての場合

評価の調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味発行ポジションまたは正味買戻ポジションにあるかどうかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格は増額または減額されます。評価の調整の範囲は、取締役会の意見により、報酬および手数料ならびに売買スプレッドを適切にカバーするものとします。特に、それぞれのサブ・ファンドの純資産価格は、( )見積税金費用を反映した金額、( )サブ・ファンドが負担する可能性のある取引費用、および( )サブ・ファンドが投資する資産の見積買値・売値スプレッドを反映した金額が(上方または下方に)調整されます。株式市場および国によっては、買い手側と売り手側に異なる報酬体系を示すことがあり、純流入と純流出の調整が異なる可能性があります。調整は、通常、その時点での受益証券1口当たりの純資産価格の1%を上限とします。例外的な状況(例:市場のボラティリティーが高い場合および/または流動性が低い場合、異常な市況、市場の混乱など)の下では、取締役会は、いずれかのサブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点での受益証券1口当たりの純資産価格の1%を超える希薄化の調整を一時的に適用することを決定することができますが、これはその時点の市況を表わすものであり、受益者にとって最善の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とします。この希薄化の調整は、取締役会によって決定された方法に従って計算されます。受益者は、一時的措置が導入された時点およびその一時的措置が終了した時点で通常用いられている連絡経路を通じて通知を受けます。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は別々に計算されます。しかし、希薄化の調整は、各クラスの純資産価額にパーセント単位で同程度の影響を与えます。希薄化の調整は、サブ・ファンドのレベルで行われ、資本取引に関係しますが、個々の投資者取引の特殊な状況には関係しません。

2021年4月30日現在、スイング・プライシングの技法は実施されませんでした。

#### c) 割引短期金融商品および有価証券

割引短期金融商品および有価証券の未実現評価損益は、運用計算書において「利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる未実現評価損益」として開示されています。これらの評価益は、満期日に「利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる実現損益」へ移されます。

#### d) 有価証券の売却にかかる実現純(損)益

有価証券の売却にかかる実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。

#### e) 外貨換算

各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで保有される銀行預金、その他の純資産額および投資有価証券の評価額は、評価日における最終直物相場の仲値で換算されます。各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日における最終直物相場の仲値で換算されます。外国為替にかかる損益は、運用計算書に含まれます。

各サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日における最終直物相場の仲値で換算されます。

f) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日に計上されます。

g) 連結財務書類

連結財務書類は、米ドルで表示されています。ファンドの2021年4月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種項目は、以下の為替レートで米ドルに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の合計金額に等しくなっています。

以下の為替レートが、2021年4月30日現在の連結財務書類の換算に使用されました。

---

為替レート：

1米ドル	=	1.294582	オーストラリア・ドル
1米ドル	=	0.912050	スイス・フラン
1米ドル	=	0.830703	ユーロ
1米ドル	=	0.722256	英ポンド

---

h) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」という項目は、外貨建取引からの未収金を含むことがあります。「有価証券購入未払金」という項目は、外貨建取引からの未払金を含むことがあります。

## i) 現金および定期預金

現金は評価日に計上され、定期預金は取引日に計上されます。

## 注2 報酬

ファンドは、受益証券クラスP、受益証券クラスN、受益証券クラスK - 1、受益証券クラスF、受益証券クラスQ、受益証券クラスINSTITUTIONAL、受益証券クラスPREFERREDおよび受益証券クラスPREMIERに関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて下表のとおり計算される、月次上限報酬を支払います。

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - ユーロ

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド	上限報酬	名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	0.720%	0.770%
名称に「N」が付くクラス受益証券	0.850%	0.900%
名称に「K - 1」が付くクラス受益証券	0.240%	0.270%
名称に「K - B」が付くクラス受益証券	0.035%	0.035%
名称に「K - X」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%
名称に「F」が付くクラス受益証券	0.100%	0.130%
名称に「Q」が付くクラス受益証券	0.240%	0.290%
名称に「INSTITUTIONAL」が付くクラス受益証券	0.180%	0.210%
名称に「PREFERRED」が付くクラス受益証券	0.140%	0.170%
名称に「PREMIER」が付くクラス受益証券	0.100%	0.130%
名称に「I - B」が付くクラス受益証券	0.035%	0.035%
名称に「I - X」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%
名称に「U - X」が付くクラス受益証券	0.000%	0.000%

下記クラス受益証券に適用される報酬は以下のとおりです。

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド	2021年4月30日	2020年10月31日
オーストラリア・ドル K - 1 - a c c	0.070%	0.200%
オーストラリア・ドル P - a c c	0.070%	0.200%
オーストラリア・ドル Q - a c c	0.070%	0.200%
スイス・フラン F - a c c	0.050%	0.050%
スイス・フラン P - a c c	0.050%	0.050%
スイス・フラン Q - a c c	0.050%	0.050%
ユーロ F - a c c	0.050%	0.050%
ユーロ INSTITUTIONAL - a c c	0.050%	0.050%
ユーロ K - 1 - a c c	0.050%	0.050%
ユーロ P - a c c	0.050%	0.050%
ユーロ PREMIER - a c c	0.050%	0.050%
ユーロ Q - a c c	0.050%	0.050%
英ポンド F - a c c	0.050%	該当なし
英ポンド K - 1 - a c c	0.050%	0.100%
英ポンド P - a c c	0.050%	0.100%
英ポンド Q - a c c	0.050%	0.100%
米ドル INSTITUTIONAL - a c c	0.150%	0.150%
米ドル K - 1 - a c c	0.150%	0.150%
米ドル P - a c c	0.150%	0.150%
米ドル (カナダ・ドル・ヘッジ) P - a c c	0.200%	0.200%
米ドル Q - a c c	0.150%	0.150%
米ドル (カナダ・ドル・ヘッジ) Q - a c c	0.200%	0.200%

上記の報酬は以下のように使用されます。

1. 管理会社は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、ファンド資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬を受領します。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われます(上限報酬)。名称の一部に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限報酬は、通貨リスクをヘッジするための手数料を含むことがあります。対応する各クラス受益証券が設定されるまでは、関連する上限報酬は支払われません。上限報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドの投資対象および投資方針」に記載されています。

当該報酬は、運用計算書の「報酬」に表示されています。

## 2. 上限報酬には、ファンドに請求される以下の報酬および追加の費用は含まれません。

- a) 資産の売買のためのファンド資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算されます。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされます。
- b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含みます。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（KIID）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含みます。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含みます。）。
- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができます。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができます。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（TER）の開示において考慮されます。

これらの手数料および報酬は、運用計算書の「その他の手数料および報酬」に表示されています。

## 3. 管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができます。

ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金（特に年次税）も、ファンドが負担します。

上限報酬を採用していない各ファンドの運用会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」という用語を用いています。上限管理報酬は、上限報酬の80%と定められています。

受益証券クラス「I-B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求されます。資産運用および販売に関する費用は、投資

者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンド外で請求されます。

受益証券クラス「 $\text{U-X}$ 」「 $\text{K-X}$ 」および「 $\text{U-X}$ 」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る権利を有する報酬によって賄われます。

受益証券クラス「 $\text{K-B}$ 」に提供された資産運用業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売会社が受け取る権利を有する報酬によって賄われます。

個々のサブ・ファンドに割り当てられるすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求されます。クラス受益証券に割り当てられる費用は、当該クラス受益証券に請求されます。複数またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関する費用は、これらの費用について当該サブ・ファンド/クラス受益証券がその純資産価額に比例して請求されます。

各サブ・ファンドの投資方針の条項に基づき他の既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%です。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、対象ファンドのサブ・ファンドの持分に対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがあります。

運営費用の詳細は、主要な投資家向け資料に記載されています。

### 注3 年次税

ファンドはルクセンブルグの法令の適用対象です。ルクセンブルグ大公国の現行法令に従い、ファンドはルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税を課せられません。しかしながら、各サブ・ファンドは、各四半期末日において、純資産総額に対し年率0.01%に減額された、ルクセンブルグ大公国の年次税を課せられます。この税は、各サブ・ファンドの各四半期末日における純資産総額に基づいて計算されます。

### 注4 収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドおよびクラス受益証券毎に分配金の支払を行うべきかおよび分配の程度を決定します。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはなりません。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われます。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有しています。

収入調整金は、分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算されます。

### 注5 ソフト・コミッション契約

2020年11月1日から2021年4月30日までの期間中にUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンドのために締結された「ソフト・コミッション契約」はなく、したがって、「ソフト・コミッション契約」の金額も計上されていません。

### 注6 総費用率（TER）

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）/スイス・ファンド・アンド・アセット・マネジメント協会（SFAMA）によって公布された「TERおよびPTRの計算および開示のガイ

「ライン」現行版に準拠して計算されており、純資産に対して継続的に課されるすべての費用および手数料(運営費用)を過去に遡って合計したものの純資産に対する比率で表されます。

過去12か月のTERは以下のとおりです。

UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド	総費用率(TER)
オーストラリア・ドル K - 1 - a c c	0.18%
オーストラリア・ドル P - a c c	0.26%
オーストラリア・ドル Q - a c c	0.20%
スイス・フラン F - a c c	0.07%
スイス・フラン P - a c c	0.07%
スイス・フラン Q - a c c	0.07%
スイス・フラン U - X - a c c	0.01%
ユーロ F - a c c	0.07%
ユーロ - B - a c c	0.05%
ユーロ INSTITUTIONAL - a c c	0.06%
ユーロ - X - a c c	0.02%
ユーロ K - 1 - a c c	0.07%
ユーロ P - a c c	0.07%
ユーロ PREMIER - a c c	0.07%
ユーロ Q - a c c	0.07%
ユーロ U - X - a c c	0.02%
英ポンド F - a c c	0.11%
英ポンド K - 1 - a c c	0.14%
英ポンド P - a c c	0.18%
英ポンド Q - a c c	0.13%
米ドル F - a c c	0.12%
米ドル - B - a c c	0.05%
米ドル INSTITUTIONAL - a c c	0.18%
米ドル - X - a c c	0.02%
米ドル K - 1 - a c c	0.20%
米ドル P - a c c	0.21%
米ドル (カナダ・ドル・ヘッジ) P - a c c	0.28%
米ドル Q - a c c	0.18%
米ドル (カナダ・ドル・ヘッジ) Q - a c c	0.24%
米ドル U - X - a c c	0.02%

本報告期間中に、適用される報酬は変動する場合があります(注記2を参照ください。)

稼働期間が12か月未満のクラス受益証券のTERは、年率換算されています。

取引費用、利息費用、貸付証券費用および通貨ヘッジに関して発生したその他の費用は、TERに含まれません。

注7 コントロール不能な事象

2020年3月、世界保健機関は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生をパンデミックと宣言しました。ワクチンの継続的な開発を含め、パンデミックに対する措置については2020年末に向けて進展が見られたものの、このパンデミックが世界的にも地域的にもどの程度の期間や深刻さで経済に影響を与えるかは依然として不透明です。このことは、ファンドの資産価格のボラティリティーや、本報告書で取り上げられる資産の評価に関して、継続的な不確実性を引き起こしています。

取締役会および投資運用会社は、政府によるパンデミックに対する措置、ひいてはポートフォリオおよびファンド自体への経済的影響について、引き続き注視します。ファンドの財務書類を作成する際に取締役会が行った継続企業の前提が不適切であるという証拠はありません。

#### 注8 準拠法、業務地および公式言語

ルクセンブルグ地方裁判所が、受益者、管理会社および保管受託銀行の間に生じるすべての紛争の裁判管轄地であり、ルクセンブルグ法が適用されます。ただし、その他の国の投資家からの請求に関しては、管理会社および/または保管受託銀行は、ファンドの受益証券が売買された国における裁判管轄に服し、またファンドを服させることを選択できます。

本財務書類については、ドイツ語版が公式の文書です。しかし、受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して受益証券が売却される場合、管理会社および保管受託銀行は、自らのおよびファンドの義務として当該国の言語への承認された翻訳(即ち、管理会社および保管受託銀行により承認されたもの)を認めることができます。

## (2) 投資有価証券明細表等

「(1) 資産及び負債の状況」の「2021年4月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表」を参照のこと。

[次へ](#)

### 第三部 特別情報

#### 第1 管理会社の概況

##### 1 管理会社の概況

###### (1) 資本金の額

###### <訂正前>

株式資本の1,300万ユーロ(16億7,895万円)は、1株2,000ユーロ(258,300円)の株式6,500株によって表象されます。2021年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりです。

(後略)

###### <訂正後>

株式資本の1,300万ユーロ(17億3,862万円)は、1株2,000ユーロ(267,480円)の株式6,500株によって表象されます。2021年5月末日現在、全ての株式は全額払込済みです。

(注)ユーロの円貨換算は、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=133.74円)によります。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりです。

(後略)

## 2 事業の内容及び営業の概況

&lt;訂正前&gt;

(前略)

管理会社は、2021年2月末日現在、以下の投資信託/投資法人の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	364	538,555,619.52オーストラリア・ドル
			2,963,614,051.54カナダドル
			14,931,265,949.26スイス・フラン
			10,382,233,353.13中国元
			715,933,910.44デンマーク・クローネ
			47,557,199,598.13ユーロ
			1,731,564,037.29英ポンド
			264,009,867.91香港ドル
			313,811,310,250.35日本円
			77,127,511.29シンガポール・ドル
			148,191,017,506.34米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	41	479,726,878.25オーストラリア・ドル
			189,487,569.60スイス・フラン
			2,726,602,548.85ユーロ
			2,088,035,688.77英ポンド
			26,957,908,946.30米ドル

&lt;訂正後&gt;

(前略)

管理会社は、2021年5月末日現在、以下の投資信託/投資法人の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	364	536,180,282.75オーストラリア・ドル
			205,184,210.25カナダ・ドル
			14,908,122,000.98スイス・フラン
			14,252,894,554.53中国元
			580,095,743.13デンマーク・クローネ
			44,072,413,203.87ユーロ
			1,659,224,547.19英ポンド
			288,471,524.61香港ドル
			9,913,391,617.43日本円
			80,624,902.86シンガポール・ドル
			144,511,089,742.96米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	46	484,384,429.78オーストラリア・ドル
			206,360,097.90スイス・フラン
			2,582,574,139.85ユーロ
			2,172,699,479.85英ポンド
			1,797,790,177.00日本円
32,103,387,051.40米ドル			

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(4) UBS証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2021年1月末日現在、321億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) UBS証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(中略)

(イ) 資本金の額

2021年1月末日現在、321億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っています。

( ) UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する予定です。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとします。分割先の商号、資本金の額および事業の内容は、以下のとおりです。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

(イ) 資本金(株主資本)の額

2021年6月末日現在、5,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行います。

(後略)